## 高沢の家デイサービスセンター利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるもので、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

(1) 基本料金

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

要介護	度	介護サービス費
要介護	1	676円
"	2	798円
"	3	922円
11	4	1,045円
"	5	1. 168円

注:介護保険負担割合が1割の方の料金になります。

負担割合が2割の方は、下記の料金の2倍の金額になります。 負担割合が3割の方は、下記の料金の3倍の金額になります。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な対応として、令和3年9月までの間、基本報酬に 0.1%上乗せになります。

※基本料金に加えて、下記について(対象となる場合)、加算して料金を頂戴致します。

- 【1】サービス提供体制強化加算(以下の要件に該当した場合。下記の①・②のいずれかひとつのみ加算)
  - ① 介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士の資格を有する職員の割合が25%以上の場合 +22円
  - ② 介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が50%以上の場合 +18円
  - ③ 介護職員の総数に占める介護福祉士の資格を有する職員の割合が40%以上、または、サービスを提供する職員(生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員)の総数に占める勤続年数が7年以上の職員の割合が30%以上の場合 +6円
- 【2】入浴介助加算 +40円
- 【3】介護職員処遇改善加算:基本料金に上記加算を加えた料金の5.9%
- 【4】介護職員等特定処遇改善加算:基本料金に上記加算を加えた料金の1.2%
- (2) その他の料金

食費 600円

通常の事業実施地域以外にお住まいの方の送迎料金、おむつ代、レクリエーションや行事にかかる費用等、 自己負担をしていただく場合があります。

## 介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる場合の料金

サービスを利用した場合の利用料は以下のとおりです。

実際にお支払いいただく「負担金」は、原則、負担割合証に記載されている割合の金額になります。 ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業 (通所型サービス) の利用料

①基本部分			利用者負担			
	サービス名称	利用対象者	基本料金	1割	2割	3割
		要支援1、事業対象者	16,720円	1,672円	3,344円	5,016円
	通所型サービス費	要支援2、事業対象者	34,280円	3,428円	6,856円	10,284円

基本料金は、「一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」の額とします。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な対応として、令和3年9月までの間、基本報酬に

0. 1%上乗せになります。

その金額が改定された場合は、基本料金もそれに準じて変更になります。その場合、事前に新しい基本料金 を書面でお知らせします。

②加算 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	•				
加算の名称	加算の要件	基本料金	利用者負担		1
			1割	2割	3割
若年性認知症利用者	個別の担当者を定めた上で若年性認知	2,400円	240円	480円	720円
受入加算	症利用者ヘサービス提供した場合				
生活機能向上グルー	利用者の生活機能の向上を目的とし	1,000円	100円	200円	300円
プ活動加算	て共通の課題を有する複数の利用者か				

I	らなるグループに	二対して実施される日		İ			
	常生活上の支援の						
	場合						
運動器機能向上加算	運動器の機能向」		2,250円	225円	450円	675円	
	に実施される機能	<b>追訓練を行った場合</b>					
栄養改善加算	低栄養状態の改善	<b>等等を目的として,個</b>	2,000円	200円	400円	600円	
	別的に実施される栄養食事相談等の栄						
	養管理を行った場	<b>景</b> 合					
口腔機能向上加算	口腔機能の向上を目的として、個別的		1,500円	150円	300円	450円	
	に実施される口腔	控掃除の指導若しくは					
	実施又は摂食・頭	族下機能に関する訓練					
	の指導若しくは第	<b>尾施を行った場合</b>					
選択的サービス複数	運動器機能向上サービス,栄養改善サ		4,800円	480円	960円	1,440円	
実施加算 I	ービス又は口腔機能向上サービスのう						
選択的サービス複数	ち複数のサービスを実施した場合		7,000円	700円	1,400円	2,100円	
実施加算Ⅱ							
事業所評価加算	別に厚生労働大日	<b>巨が定める基準に適合</b>	1,200円	120円	240円	360円	
	している場合						
サービス提供体制強	別に厚生労働	要支援1、事業対象者	880円	88円	176円	264円	
化加算 (I-1)	大臣が定める基	要支援 2 、事業対象者	1,760円	176円	352円	528円	
*	準に適合してい						
サービス提供体制強	る場合	要支援1、事業対象者	720円	72円	144円	216円	
化加算(Ⅱ-1)口※		要支援 2、事業対象者	960円	96円	192円	288円	
サービス提供体制強		要支援1、事業対象者	240円	24円	48円	72円	
化加算(Ⅱ)※		要支援 2、事業対象者	480円	48円	96円	144円	
介護職員処遇改善加				+	5.9%		
算 I ※	上記基本部分と各種加算(処遇改善に係る加算を除						
介護職員等特定処遇	く)・減算の合計に右記の割合を乗じた額			+	+1.2%		
改善加算(Ⅱ)※							

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## 【減算】 以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

[							
減算の種類	減算の要件	減算額					
		基本料金	1割	2割	3割		
同一建物減算	事業所と同一建物等に居住する利用者	3,760円	376円	752円	1,128円		
	又は同一の建物から利用する者にサー						
	ビスを行う場合	7,520円	752円	1,504円	2,256円		
定員超過・人員基準	当該減算の要件に該当した場合(1月	上記基本部分の70%					
の欠如	につき)						

## (2) キャンセル料

第1号通所事業(通所型サービス)は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。